

案件名：液晶モニター購入

公示日：令和7年4月14日

質問1

納品は宅配業者による納品で問題ないでしょうか。

その場合、納品・検査への受注者社員の立ち合いは致しません。

回答1

宅配業者による納品で問題ございません。その場合、受注者の立ち合いは不要です。

質問2

納品書が物品への同梱が不可な場合、別途送付する形で問題ないでしょうか。

回答2

納品書について、物品への同梱、別途送付のどちらでも構いません。

質問3

納品書・請求書は押印省略のPDFの形で受領いただくことは可能でしょうか。

回答3

押印省略をする場合は、文書の真正性を確保するため、本件責任及び担当者の氏名・連絡先をそれぞれ記載してください。

当該記載をしていただければ、PDFデータで受領は可能です。

質問4

納品先は四日市港湾事務所様内1箇所でしょうか。

回答4

納品先は所内の1箇所です。

質問 5

納品時、受注者による開梱や設置、廃材回収等の作業は一切ない認識ですが、間違いありませんか。

回答 5

ご認識のとおりです。開梱、設置、梱包資材の処分は発注者にて行います。

以 上